

調査の名称	平成 27 年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査
用語の解説	第一種動物取扱業者：ペットショップやブリーダー等動物を取扱い業を営もうとする者で動物愛護管理法に基づき登録されている業者。
利用上の注意	特になし
正誤情報	特になし
統計表一覧	<a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;toukei=00650404&amp;kikan=00650&amp;result_page=1">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;toukei=00650404&amp;kikan=00650&amp;result_page=1</a>
公表予定	平成 28 年 4 月公表
問合せ先	(部署名) 自然環境局総務課動物愛護管理室 (内線番号) 6656